

第四十六号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について	
左記のとおり債権を放棄する。	
記	
一	債権の概要
(一)	債務者
(二)	債権の名称
(三)	債権の総額
二	債権の内訳
(一)	債権ア
(二)	債権イ
(三)	債権ウ
(四)	債権エ

債権の額	債権の発生理由	債権の発生日
二万三千八百三十三円	生活保護法第六十三条	令和五年八月二日
債権の額	債権の発生理由	債権の発生日
十六万八千二百十二円	生活保護法第六十三条	令和五年七月二十八日
債権の額	債権の発生理由	債権の発生日
十万八千二百三十五円	生活保護法第六十三条	令和五年七月二十八日
債権の額	債権の発生理由	債権の発生日
一万千九百七十九円	生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六十三条	令和五年七月十三日
債権の額	債権の発生理由	債権の発生日
三十九万二千三十六円	生活保護費返還金	

債権発生日
令和五年八月二十四日

債権発生日
生活保護法第六十三条

債権の額
四万七千四百八十一円

令和五年八月二十四日

令和五年八月二十四日

債權發生理由生活保護法第六十三條

債權發生理由生活保護法第六十三條

債権の額	三万二千二百九十六円
------	------------

債権の額	三万二千二百九十六円
------	------------

令和五年八月二十四日

令和五年八月二十四日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号) 第一百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和六年四月十七日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことに
より、債権を回収する見込みがないため。

より、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。